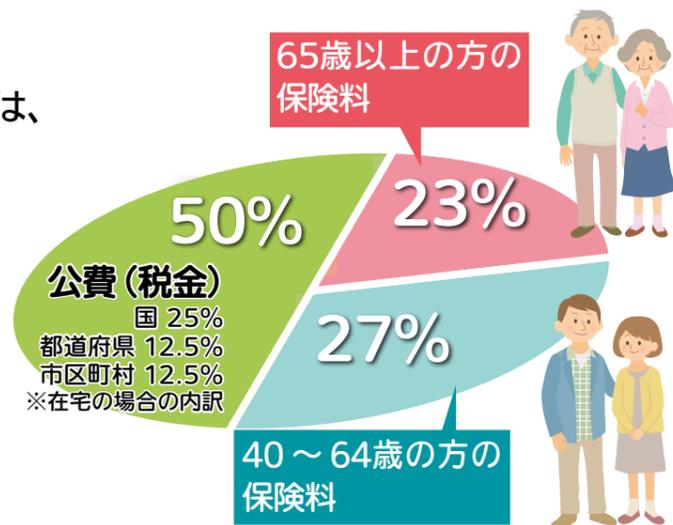


# 社会全体で 介護保険を支えています

40歳以上の皆さまが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



## 40～64歳の方の保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

## 65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



**基準額の決まり方**

$$\text{市区町村に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{市区町村に住む65歳以上の方の人数} = \text{小野市の2021～2023年度の保険料の基準額 69,600円(年額)}$$

※ただし、介護保険制度改正等の影響により、年度途中で基準額が変更となる場合があります。

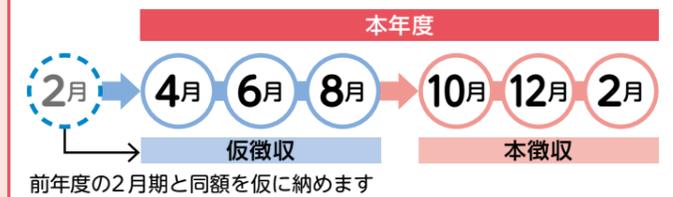
## 65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金<sup>\*</sup>の額によって2通りに分かります。

<sup>\*</sup>受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金などをいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



### 特別徴収

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。年金から天引きになる方には、市区町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった(増額分を納付書で納めます)
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

納め忘れがないように**【口座振替】**を利用しましょう。

### 普通徴収

- 手続き**
- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
  - 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



●特別徴収・普通徴収を選択することはできません。

### 介護保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

【1年間滞納した場合】	【1年6カ月間滞納した場合】	【2年以上滞納した場合】
サービスを利用したとき、いったん利用料の <b>全額を自己負担</b> しなければなりません。(7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)	市区町村から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の一部または全部を一時的に <b>差し止める</b> などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、 <b>差し止められた額から保険料が差し引かれる</b> 場合もあります。	本来1～3割である自己負担割合が <b>3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)</b> に引き上げられたり、 <b>高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったり</b> します。



しくみと加入者  
納め方  
サービス利用の手順  
サービスの種類と費用  
福祉用具等  
費用の支払い  
介護保険の医療費控除  
介護保険制度以外のサービス  
事業所一覧